

四日市市告示第320号

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱（平成14年四日市市告示第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市内に在住し児童を養育している保護者が、疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、<u>子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合</u>及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育又は保護する事業を、市が主体となって実施することにより、児童への虐待等を未然に防ぎ、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業利用の要件)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる場合等で、市長が必要と認めたときにこの事業を利用することができるものとする。</p> <p>(1) 児童を養育している保護者が、次に掲げる理由等により、児童の養育が一</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市内に在住し児童を養育している保護者が、疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育又は保護する事業を、市が主体となって実施することにより、児童への虐待等を未然に防ぎ、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業利用の要件)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる場合等で、市長が必要と認めたときにこの事業を利用することができるものとする。</p> <p>(1) 児童を養育している保護者が、次に掲げる理由等により、児童の養育が一</p>

時的に困難となった場合

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、  
育児不安等身体上又は精神上的の事  
由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪そ  
の他家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の  
公的行事への参加その他社会的な  
事由

オ 養育環境等に課題があり、児童自  
身が一時的に保護者と離れること  
を希望する場合

カ レスパイト・ケア、児童との関わ  
り方・養育方法等について、親子で  
の利用が必要であると市が認めた  
場合

(2)及び(3) (略)

(費用等)

第12条 (略)

2 ショートステイに要した経費の支払  
を受けようとする指定施設の長又は設  
置者は、ショートステイ実績報告書(第  
7号様式)及びショートステイ費用請求  
書(第7号様式の2)を市長に提出する  
ものとする。

3 (略)

時的に困難となった場合

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、  
育児不安等身体上又は精神上的の事  
由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪そ  
の他家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の  
公的行事への参加その他社会的な  
事由

(2)及び(3) (略)

(費用等)

第12条 (略)

2 ショートステイに要した経費の支払  
を受けようとする指定施設の長又は設  
置者は、ショートステイ費用請求書及び  
実績報告書(第7号様式)を市長に提出  
するものとする。

3 (略)

改正後

別表（第12条関係）

子育て短期支援（ショートステイ）事業基準単価表（日額）

利用世帯区分	児童年齢区分	基準額	利用者負担額
生活保護世帯	2歳未満児	(略)	
	2歳以上児		
	父親又は母親		
市町村民非課税世帯	2歳未満児	(略)	
	2歳以上児		
	父親又は母親		
その他の世帯	2歳未満児	(略)	
	2歳以上児		
	父親又は母親		

1 (略)

2 施設入所児童が小学生以上である場合又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に該当する児童である場合に、当該児童に付き添い、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校若しくは高等学校へ指定施設が送迎を実施したとき又は施設入所児童についてやむを得ない事由により指定施設が居宅と指定施設等との間の送迎を実施したときは、「付き添い加算額」として、児童1名1日につき1,860円を算定できるものとする。

改正前

別表（第12条関係）

子育て短期支援（ショートステイ）事業基準単価表（日額）

利用世帯区分	児童年齢区分	基準額	利用者負担額
生活保護世帯	2歳未満児	(略)	
	2歳以上児		
	緊急一時保護の母親		
市町村民非課税世帯	2歳未満児	(略)	
	2歳以上児		

	<u>緊急一時保護の母</u> 親	
その他の世帯	2歳未満児	(略)
	2歳以上児	
	<u>緊急一時保護の母</u> 親	

1 (略)

2 施設入所児童が小学生以上である場合又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に該当する児童である場合に、当該児童に付き添い、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校又は高等学校へ指定施設が送迎を実施したときは、「付き添い加算額」として、児童1名1日につき1,860円を算定できるものとする。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

ショートステイ実績報告書

年 月 日

四日市市長

住所又は所在地

名 称

代 表 者 氏 名

ショートステイの利用実績（ 年 月分）について、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱第12条第2項の規定により次のとおり報告します。

施設種別 [乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・その他（ ）]

施設名 [ ]

氏 名	利用期間	入所 日数	付き添い状況	その他
	月 日から 月 日まで	日		
	月 日から 月 日まで	日		
	月 日から 月 日まで	日		
	月 日から 月 日まで	日		
	月 日から 月 日まで	日		

第7号様式の次に次の様式を加える。



附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)